

## 2019年4月1日から「働き方改革関連法」が施行されます

皆さんは、2019年4月から施行される「働き方改革関連法」をご存知ですか？

大企業は2019年4月から、従業員数が50名以下の中小企業は2020年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されます。施行される法は複数ありますが、中でもいち早く施行されるのが、「時間外労働の上限規制」です。

厚生労働省の発表によると『時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。』と記載がされています。※1

現在も時間外労働による心身の不調などの健康管理には、産業医や産業保健スタッフを充実させ、ストレスチェックをきっかけにしてメンタルヘルスケアに取り組む必要がありますが、皆様はすでに対策はお済でしょうか。

MRC札幌では、これらメンタルヘルス対策のご相談をお受けいたします。どうぞお気軽にご利用ください。

※1…リーフレット『「働き方」が変わります！！』（2019年1月掲載）より参照

